

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(昭和四十九年六月七日政令第二百二号)

最終改正 平成三十年二月二十一日

政 令 第 三 十 五 号

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）
- 三 ヘキサクロロベンゼン
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一一・四・エンド一一五・八ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表三の項において「アルドリン」という。）
- 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一一四・エンド一一五・八ジメタノナフタレン（別名デイルドリン。第七条の表四の項において「デイルドリン」という。）
- 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一一四・エンド一一五・八ジメタノナフタレン（別名エンドリン
- 七 一・一・一トリクロロ一二・二・ビス（四・クロロフェニル）エタン（別名DDT。第七条の表三の項において「DDT」という。）
- 八 一・二・四・五・六・七・八・八オクタクロロ一二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一一四・七メタノ一一H・イン

デン、一・四・五・六・七・八・八ヘプタクロロ一一三a・四・七・七aテトラヒドロ一一四・七メタノ一一H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表五の項において「クロルデン類」という。）

- 九 ビス（トリブチルスズ）||オキシド
- 十 N・N'ジトリル・バラーフェニレンジアミン、N'トリル・N'キシリル・バラーフェニレンジアミン又はN・N'ジキシリル・バラーフェニレンジアミン
- 十一 二・四・六・トリーターシヤリーブチルフェノール
- 十二 ポリクロロ一一二・二ジメチル一一三メチリデンビシクロ二・二・二ヘプタン（別名トキサフエン）
- 十三 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカノン（別名マイレックス。第七条の表九の項において「マイレックス」という。）
- 十四 二・二・二トリクロロ一一・一一ビス（四・クロロフェニル）エタノール（別名ケルゼン又はジコホル）
- 十五 ヘキサクロロブタ一一・三・ジエン
- 十六 二一（二H一一・二・三ベンゾトリアゾール一一イル）一四・六・ジ・ターシヤリーブチルフェノール
- 十七 ペルフルオロ（オクタン一一スルホン酸）（別名PFOs）。以下「PFOs」という。又はその塩
- 十八 ペルフルオロ（オクタン一一スルホニル）||フルオリド（別名PFOsF）
- 十九 ベンタクロロベンゼン
- 二十 r一一・c一二・t一三・c一四・t一五・t一六ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファヘキサクロロシクロヘキサン）
- 二十一 r一一・t一二・c一三・t一四・c一五・t一六ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン）

二十二 r——c——t——三·c——四·c——五·t——六——ヘキ

サクロロシクロヘキサン（別名ガンマ——ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十三 デカクロロベンタシクロ「五·三·〇·〇·〇·〇」^{二·六}_{三·九}^{四·八} デ

二十四 ヘキサブロモビフェニル

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第七条の表十二の項において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第七条の表十三の項において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

質とする。
一 トリクロロエチレン
二 テトラクロロエチレン
三 四塩化炭素
四 トリフェニルスズ＝N·N—ジメチルジチオカルバマート
五 トリフェニルスズ＝フルオリド
六 トリフェニルスズ＝アセタート
七 トリフェニルスズ＝クロロリド
八 トリフェニルスズ＝ヒドロキシド
九 トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）

十 トリフェニルスズ＝クロロアセタート
十一 トリブチルスズ＝メタクリラート
十二 ビス（トリブチルスズ）＝フマラート

十三 トリブチルスズ＝フルオリド
十四 ビス（トリブチルスズ）＝二·三－ジプロモスクシナート
十五 トリブチルスズ＝アセタート
十六 トリブチルスズ＝ラウラート
十七 ビス（トリブチルスズ）＝フタラート
十八 アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）

十九 トリブチルスズ＝スルファマート
二十 ビス（トリブチルスズ）＝マレアート
二十一 トリブチルスズ＝クロロリド

二十二 トリブチルスズ＝シクロベンターンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）
二十三 トリブチルスズ＝一·二·三·四·四^a·四^b·五·六·十·十^a＝デカヒドロ－七－イソプロピル－一·四^a－ジメチル

一·フエナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混
三十 ヘキサブロモシクロドデカン
三十一 ペンタクロロフエノール又はその塩若しくはエステル
三十二 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）

三十三 一·一·一オキシビス（二·三·四·五·六－ペントブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル。第七条の表十七の項において「デカブロモジフェニルエーテル」という。）
(第二種特定化学物質)

第一条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物

合物（別名トリブチルスズロジン塩）

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

3 2 法第三条第二項の政令で定める数量は、一トンとする。

（審査の特例等の対象となる場合）

第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

2 法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

（一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。
(優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができます）

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化 学物質	製 品
一 ポリ塩化 ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙	四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
二 ポリ塩化 ナフタレン	一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 （塩素数が二以上のも のに限る。）
三 アルドリ ン及びDD T	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）

八 二 ・ 四 ・	ミン ニレンジア パラーフェ エニレンジ アミン又は N・N-ジ キシリル- 一バラーフ エニレンジ アミン又は N・N-ジ キシリル- ニレンジア ミン	ジトリル- 一キシリル バラーフエ ニレンジア ミン、N トリル-N' 一バラーフ エニレンジ アミン又は N・N-ジ キシリル- ニレンジア ミン	七 N・N- シド	六 ビス(ト リブチルス ズ)＝オキ シド	五 クロルデ ン類	四 リンドイ ル	三 羊毛(脂付き羊毛を除く。)
六 一 ト リ 一	は燃料油用のものに限る。)	一 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又	一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム	一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着 防止用のものに限る。)及び印刷用インキ 三 漁網	二 木材用の防腐剤及び防虫剤 木材用の接着剤	二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤

十九 八 研磨剤 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）	十九 九 業務用写真フィルム	十八 八 塗料 接着剤	十二 十二 テトラ ブロモジフ エニルエー ル	十三 十三 ペンタ ブロモジフ エニルエー ル	十四 十四 ヘキサ ブロモシク ロドデカン	十五 十五 ペンタ クロロフェ ノール又は その塩若し くはエステ ル	十六 十六 ポリ塩 化直鎖パラ フィン（炭 素数が十か ら十三まで のものであ り）
---	----------------------	----------------------	--	--	-----------------------------------	--	--

一 トリクロ ム	第一種特定化 製品						
<p>第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。</p> <p>（技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている</p> <p>第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。</p>							

二 テトラク ロロエチレ ン	一 加硫剤 接着剤（動植物系のものを除く。）	二 塗料（水系塗料を除く。）	三 洗浄剤	四 洗净剂	二 塗料（水系塗料を除く。） 金属加工油
三 トリブチ ルスズ化合 物	一 防腐剤及び かび防止剤 二 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付 着防止用のものに限る。）	五 繊維製品用 仕上加工剤			
(手数料)					
三十一条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付 なければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子 申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平 成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）に による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。	金 額	電子申請による場合 における金額			
一 法第十七条第一項 の許可を受けようと い者	二十二万六百円	二十二万六百円			
二 法第二十一条第一 項の許可を受けようと する者	十二万五千七百円	二十二万六百円			
三 法第二十二条第一 項の許可を受けようと する者	四万六千七百円	一万五千七百円			
三 法第二十二条第一 項の許可を受けようと する者	三万九千九百円	十一万七千二百円			

第十一條 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附
則

（施行期日）

この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止)

（経過措置）

品 目とする。	上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。	法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。
品 目	製 造	第 一 種 特 定
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	製 造	化 学 物 質

附則（平成一五年九月一九日政令第四一九号）

（施行期日）

この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十

(審議会等で政令で定めるもの)

六年四月一日）から施行する。

（確認に関する経過措置の対象となる者）

- 2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

附 則（平成十九年十月三十一日政令第三二二号）

- この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則（平成二十一年政令十月三十日政令第二百五十六号）

- この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日

- 二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日

附 則（平成二十一年十月三十日政令第二百五十七号）

- この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十九日政令第六十八号）

- この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二日政令第五十二号）

- この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成三十年二月二十一日政令第三十五号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第三条の改正規定及び第四条の改正規定 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）

一 第七条の表の改正規定 平成三十年十月一日